

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
プルトニウム燃料第三開発室の管理区域内における汚染検出について
の面談

2. 日時：令和5年3月23日(木) 13時25分～13時50分

3. 場所：テレビ会議

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対処室

田村室長補佐、堀越室長補佐、有田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター 技術部

次長 他3名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

マネージャー 他1名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁は、3月1日に発生した核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室の管理区域内における汚染検出が法令報告事象に該当するか否かについて、原子力機構と面談を実施した。

(2) 原子力規制庁からは、3月22日に実施した面談を踏まえて検討した結果として、以下のとおりコメントした。

○ 「核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）」（以下「訓令」という。）の「漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のとき」については、従前から具体的な解釈は定めていない。

○ 核燃料物質等の管理区域内漏えいが法令報告事象に該当するか否かについては、訓令において、表面密度限度（ α 線を放出する放射性物質で4 Bq/cm²）を基準として定めており、その測定方法は、放射線測定器の入射窓面積から算出する方法が一般的である。この基準と測定方法を用いて、本件が法令報告事象に該当するか否か説明すること。

(3) 原子力機構から、コメントを踏まえて後日資料を提出する旨回答があった。

6. 配付資料

なし